

せきね 知っ得! 通信

8

August
2014

せきね FP 社会保険労務士事務所

〒947-0028 小千谷市城内 2-4-26 TEL0258-83-3048 FAX0258-83-3049

メール sekinekyrs@mountain.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.office-sekine.com>

発行: 2014年8月

残暑お見舞い申し上げます。



「餃子の王将」未払い残業の支払いのニュース

長時間労働が原因でうつ病を発症したとして従業員から提訴されたり、社長が何者かに射殺されたり、何かと事件が多い「餃子の王将」を展開する王将フードサービス。先月の報道によると、今回、京都下労働基準監督署からの指導に基づき、以下の未払い残業代を支給することになったそうです。

未払賃金総額：2億5500万円

対象期間：平成25年7月16日から平成26年2月15日までの7ヶ月間

未払対象者数：923人

「餃子の王将」では、正社員や一部のパート、アルバイトの労働時間を15分または30分単位で記録しており、それよりも短い5分や10分といった端数時間は切り捨て、支払い対象外としていました。今回、その切り捨てられていた時間分を未払い賃金として精算支給したというからオドロキです!!

法律と実際の現場

確かに、本来「労働時間は1分単位で管理すべき」というルールがあり、毎日の時間外労働時間の端数について、四捨五入や切り捨てはできません。ただし、1ヵ月を合計した後に1時間未満の端数がある場合、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げといった処理は通達で認められています。(S63.3.14 基発150号)

しかし実際の現場は、15分単位や30分単位の集計を行っている会社は少なくなく、終業と同時にタイムカードを押せる環境ばかりではないこともあり、これまでの労働基準監督署の調査ではある程度黙認されていました(…と思われます)

今回の「餃子の王将」の調査では、これまでの空気を全く読まず1分単位での支払いを求めました。今後は、このような労働基準監督署の指導が増えていくのかもしれませんが。もしそういう傾向だとすると、会社としては少しずつでも法律に近づける努力をしていく必要があります。

暑い日が続いているというのに、気が重くなるテーマですみません。参考になれば幸いです。

化学物質が原因で胆管がんを発症したり、精神障害による労災認定件数が増えていることなど、最近の労働災害の状況を踏まえ、労働者の安全と健康を確保し、労働災害を未然に防ぐために改正が行われました。



<改正点>

①化学物質について、リスクアセスメントを義務付け

(平成28年6月までに施行予定)

特別規則の対象となっていない化学物質のうち、一定のリスクがあるものについては、事業者にリスクアセスメント（危険性や有害性などの調査）を義務付ける。

②ストレスチェックの実施等が義務に

(平成27年12月までに施行予定)

医師、保健師などによる、ストレスチェック（労働者の心理的な負担の程度を把握する検査）の実施を事業者が義務付ける。**※従業員50人未満の事業場については当分の間は努力義務**
事業者は、ストレスチェックを受けた労働者の希望に応じて、医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、適切な就業上の措置を講じなければならない。

③受動喫煙防止措置が努力義務に

(平成27年6月までに施行予定)

受動喫煙防止のため、事業者・事業場の実情に応じて、適切な措置を講ずることを努力義務とする。

例えば、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、換気扇の設置など。



④重大な労働災害を繰り返す企業への対応

(平成27年6月までに施行予定)

重大な労働災害を繰り返す企業に対しては、厚生労働大臣が改善計画を作成させ、改善させる仕組みを創設する。計画作成指示や変更指示などに従わない場合は、厚生労働大臣が勧告を行う。それにも従わない企業については、企業名を公表する。

⑤外国に立地する検査機関などへの対応

(平成27年6月までに施行予定)

ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造する際などに受けなければならない検査などを行う機関のうち、外国に立地する企業・機関についても、検査・検定機関として登録できるようにする。

⑥規制・届出の見直しなど

(平成26年12月までに施行予定)

- ・建設物や機械などの新設・移転などを行う場合の事前届出を廃止する。
- ・電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加する。

雇用保険の基本手当日額が8月1日から変更になります。

- (1) 基本手当日額の**最低額** 1,848 円 → **1,840 円** (- 8 円)
- (2) 基本手当日額の**最高額**
- 60 歳以上 65 歳未満 6,723 円 → **6,709 円** (- 14 円)
 - 45 歳以上 60 歳未満 7,830 円 → **7,805 円** (- 25 円)
 - 30 歳以上 45 歳未満 7,115 円 → **7,100 円** (- 15 円)
 - 30 歳未満 6,405 円 → **6,390 円** (- 15 円)

トピックス

企業型の確定拠出年金の拠出限度額 引き上げ

企業型の確定拠出年金の掛金には、拠出限度額(上限)が設けられていますが、その拠出限度額が、本年10月から引き上げられることになりました。



確定拠出年金の企業型年金における拠出限度額

	改正前	改正後
① 企業型の確定拠出年金の加入者であって、次の②以外の者	月額 51,000 円	月額 55,000 円
② 企業型の確定拠出年金の加入者であって、他の企業年金(確定給付企業年金など)に加入している者等	月額 25,500 円	月額 27,500 円

注. 従業員(加入者)の拠出を認めるマッチング拠出を採用している場合、次のようなルールがあります。

○加入者の掛金を設定する場合、その額は、事業主の掛金を超えないようにする。

○拠出限度額は、事業主の掛金と加入者の掛金の合計額に適用される。

注. 確定拠出年金を導入している場合、規約の変更が必要となります。

【参考】確定拠出年金の概要

○確定拠出年金は、事業主または加入者が掛金を拠出し、その掛金(年金資産)を加入者が自己責任で運用し、その運用実績に基づいて給付額が決定される年金制度。

○個人型と企業型の2種類がある。

	メリット	デメリット
事業主側	<ul style="list-style-type: none"> ○掛金の追加拠出義務は生じない ○退職給付債務に基づく会計処理は不要 ○税制上、事業主が拠出した掛金は、全額損金算入 	<ul style="list-style-type: none"> ×加入者ごとの詳細な資産運用の記録等の管理が必要 ×資産運用状況が良好であっても掛金は軽減できない ×加入者に対して投資教育が必要
従業員側	<ul style="list-style-type: none"> ○加入者ごとの年金資産が明確 ○運用方法や資産構成割合を選択できる ○運用が好調であれば高い給付が期待できる ○税制上、加入者が拠出した掛金は、全額所得控除 	<ul style="list-style-type: none"> ×運用成績により給付が変動するため、将来の退職後収入としての保障が劣る ×運用リスクを負う

誰にでも発症する危険性があり、重症化すると生命に危険がおよぶこともある熱中症。消防庁の発表によると2013年は6月から9月に58,724人が病院に搬送されています。正しい予防法を知って体調の変化に気をつけましょう。

◆急に暑くなる日は注意！ 熱中症の症状は？

熱中症は室温や気温が高い場所に長時間いることによって体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害（めまいやけいれん、頭痛など）の総称です。熱中症は暑さに慣れていない人、暑さに慣れていない時期に多くなる傾向があります。熱中症の症状と対処法は以下のとおりです。



重症度と症状

軽症

重症

I度	II度	III度
めまい	頭痛	意識がない
立ちくらみ	吐き気	けいれん
筋肉痛	体がだるい (倦怠感)	高い体温である
汗がとまらない	虚脱感	呼びかけに対し返事がおかしい まっすぐに歩けない、走れない

対処法

！ 意識がある、反応が正常な時

1. 涼しい場所へ避難させる
2. 衣服を脱がせ、身体を冷やす
3. 水分・塩分を補給する

ただし、水を自力で飲めない、または症状が改善しない場合は直ちに救急隊を要請しましょう

☹ 意識がない、反応がおかしい時

1. 救急隊を要請する
2. 涼しい場所へ避難させる
3. 衣服を脱がせ、身体を冷やす
4. 医療機関に搬送する

倒れた時の状況が分かる人が医療機関に同行しましょう

“効果的に冷やすには？”

体表近くに太い静脈がある場所を冷やしましょう。大量の血液がゆっくり体内に戻っていくので効果的に冷やすことができます。保冷剤や氷枕などをタオルでくるんで当てましょう。

熱が出た時におでこに市販のジェルタイプのシートを貼っている人がいますが、残念ながら、この方法は、体を冷やす効果はないそうなので、熱中症の治療には向いていません。



太い血管のある脇の下、両側の首筋、足の付け根を冷やす

「気になる！」を勝手に情報発信コーナー

登山旅行 信州秋山郷 泊→ 苗場山 (2145.3m)

お仲間に誘われ、7月の連休に登山旅行に出かけてきました。登山前日の夕方、津南を抜けて、山奥の狭い道路をドライブ。「こんなところに本当に宿があるのか？」と、不安になった頃、長野県栄村の「のよさの里 牧之の宿」に到着。

なかなか風情のある宿で、郷土料理も源泉かけ流し露天風呂も大満足！何より、渡り廊下でつながった離れでの宿泊はGOOD。気兼ねする必要がなく、グループやファミリーにおすすめです。

次の日、早朝に朝食を済ませ小赤沢登山口よりアタック。柏崎の米山にやっと登った程度の登山経験ですから、2千m級の山に挑戦するのはやや無謀。それぞれに体力作りをして集まりましたが、想像以上の岩場や鎖場…。励まし合いながら進み、楽しみにしていた9合目あたりの平らな湿地にたどりつくと「ここは天国？」という声が出るほどの景色でした。一部に雪が残っていましたが、ちょうど日差しが明るくなり木道の脇には可愛い高山植物が花を揺らしていました。

登りに4時間弱。山頂の山小屋には泊まることも出来ると知り、「いつかは・・・」と夢見つつ、3時間半で下ってきました。

心配していた雨にも降られず、ケガもなく楽しめて本当に良かったです。ただ、帰って来てから何日間も筋肉痛で苦しんだことから、「次はこんなに高い山でなくていいかな…」とちょっと弱気になっています。

